

- 4 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当社は、その旨を証券その他必要な書面に記載するか、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。
- 5 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

## 第五章 受寄物の出庫

### (出庫手続)

第二十八条 証券により寄託物を出庫しようとする者は、証券に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当社の提出しなければならない。

- 2 証券の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、当社が指定した事項を記入した書面を当社に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、証券の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、当社が指定した事項を記入した書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当社は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 当社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と第一項及び第二項の規定と異なる特約をすることができる。

### (出庫の拒絶)

第二十九条 当社は、保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合において、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。

- 2 前項の場合において、受寄物の留置期間中の保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

### (出庫の一時拒絶)

第三十条 当社は、停電その他のやむを得ない事情により、施設又は装置の機能に支障があるときは、出庫を一時拒絶することができる。

### (一部の出庫の拒絶)

第三十一条 当社が必要と認めるときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

### (出庫手続済寄託物の引取りと出庫書類の流通禁止)

第三十二条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

- 2 当社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡し、又は担保に供することができない。

## 第六章 引取りのない受寄物の処置

### (引取りの請求)

第三十三条 当社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取りを請求することができる。

- 2 前項の請求は、一定の日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。